

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」改定(案)の概要

誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現を目指して

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の背景

<国際社会>		<国内>	
1945	国際連合設立		
1947			日本国憲法施行
1948	世界人権宣言		
1966	国際人権規約		
	A規約(社会権規約)	<個別>	65 人種差別撤廃条約(95批准)
	B規約(自由権規約)		79 女子差別撤廃条約(85)
			89 子どもの権利条約(94)
			06 障害者権利条約(14)
1995	人権教育のための国連10年(～'04)		
1996			人権擁護施策推進法(～'02)
1997			「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画
2000			「人権教育のための国連10年」に関する富山県行動計画 人権教育・啓発推進法
2002			人権教育・啓発に関する基本計画
2005	人権教育のための世界計画		
	05～09 初等・中等教育		
	10～14 高等教育、教育者・公務員		
	15～19 メディア専門家・報道関係者		
	20～24 青少年		
2007			富山県人権教育・啓発に関する基本計画
2011			人権教育・啓発に関する基本計画(一部変更)
2015	持続可能な開発目標(SDGs)		
2020			富山県人権教育・啓発に関する基本計画(改定)
2025			富山県人権教育・啓発に関する基本計画(改定)

2 基本計画策定の趣旨及び目的

趣旨 ○人権教育啓発推進法、同法に基づく国の基本計画の趣旨に沿った自主的な取組みの展開

目的 ○県が今後実施すべき人権教育・啓発についての基本方針を明らかにする。
○人権に関する具体的施策の方向を示す。

3 基本計画の基本理念

○人権感覚が県民一人ひとりの意識と行動に定着するよう人権教育・啓発の着実な推進に努める。

○常に人権の視点を踏まえた施策の推進



誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現を目指す

4 基本計画の性格

県が推進する様々な施策・諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針

○この基本計画を踏まえ、諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く県民の間に浸透し実効性が確保されるよう努める。

○県政の推進に当たっては、常に人権の視点に十分留意していく。

主な 人権課題	第2章 人権問題の現状と課題			第4章 重要課題への対応
	人権課題に対応する法整備等の動き	現 状	課 題	
(1) 女 性	【男女共同参画】 1972 男女雇用機会均等法(16改正) 1979 女子差別撤廃条約(95批准) 1999 男女共同参画社会基本法 2000 男女共同参画基本計画 2001 県男女共同参画推進条例 富山県民男女共同参画計画 2015 女性活躍推進法 2019 女性活躍推進法一部改正 2020 男女共同参画基本計画(第5次計画) 2023 富山県民男女共同参画計画(第5次計画) 【DV防止等】 2000 ストーカー規制法 2001 DV防止法 2006 富山県DV対策基本計画 2017 刑法 性犯罪に関する改正 2021 富山県DV対策基本計画(第4次計画) 2022 困難な問題を抱える女性支援法 AV出演被害防止・救済法 2023 DV防止法一部改正 2024 富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画	【男女共同参画】 ◆全国平均を上回る女性の就業率 ◆性別役割分担意識の固定化 女性に対する過重な負担(家事、育児の約7割は妻が主に担当) ◆全国平均以下の女性の管理職登用率 ◆賃金面での男女格差、女性の非正規職員割合の高さ 【DV防止等】 ◆県民の約4人に1人がDV被害経験者(DV、デートDV被害の顕在化) ◆女性をめぐる課題の複雑化、多様化、複合化 若年層を対象とした性的な暴力の問題(アダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題など)	【男女共同参画】 ◆男女共同参画の環境づくり ◆固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消 ◆女性管理職の登用促進など 【DV防止等】 ◆DVの未然防止、総合的施策の展開(相談～自立) ◆問題やその背景、心身の状態に応じた適切な支援	【男女共同参画】 (1)男女共同参画の環境づくり (2)男女共同参画の意識づくり (3)チャレンジ支援機能の充実 (4)職場における男女の平等の確保と就業環境の整備 【DV防止等】 (5)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援体制の強化
	(2) こども	1989 子どもの権利条約(94批准) 1999 児童買春・児童ポルノ禁止法 2000 児童虐待防止法(19一部改正) 2003 次世代育成支援対策推進法 2004 少子化社会対策大綱、子ども・子育て応援プラン 2006 未来とやま子育てプラン 2010 富山県子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画 2013 いじめ防止対策推進法 2014 富山県いじめ防止基本方針(21一部改定) 2016 児童福祉法等改正(発生予防～自立支援) 児童虐待の一連の対策の更なる強化 2017 富山県いじめ防止基本方針一部改定 2019 富山県社会的養育推進計画 児童福祉法改正 (親権者等の体罰禁止、児童相談所の体制強化) 2020 富山県子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画 (後続計画策定) 2021 富山県いじめ防止基本方針一部改定 2022 児童福祉法等改正(こどもの権利擁護) こども基本法 2023 こども大綱 2024 民法等一部改正(共同親権の導入) こども性暴力防止法	◆いじめや嫌がらせ、暴力行為 ◆教職員による体罰 ◆親等によるこどもへの虐待 ◆SNSなどインターネットを利用した児童買春など ◆こどもが被害者となる事件が各地で発生	◆人権尊重の理念に対する正しい理解やこれを実践する態度が十分備わっていない ◆顕在化しにくいことから、人権侵害を未然に防ぐための教職員一体となった取組みが求められる ◆顕在化しにくく、その対応も困難 ◆大人社会における利己的な風潮や金銭等物質的な価値を優先する考え方などの問い直し ◆こどもの命や安全を守るため、学校や自治会等諸団体の連携

主な 人権課題	第2章 人権問題の現状と課題			第4章 重要課題への対応
	人権課題に対応する法整備等の動き	現 状	課 題	
(3) 高齢者	1971 高年齢者雇用安定法 1994 富山県高齢者保健福祉計画 1995 高齢社会対策基本法 2002 高齢化に関するマドリッド国際行動計画 2005 高齢者虐待防止・養護者支援法 2018 高齢社会対策大綱 2019 認知症施策推進大綱 2021 高年齢者雇用安定法一部改正 富山県高齢者保健福祉計画 2023 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 2024 富山県高齢者保健福祉計画見直し	◆2025 国民の約3人に1人が高齢者(65歳以上) 全国平均を上回る早さで進む富山県の高齢化 ◆2025 認知症の人 高齢者の約5人に1人(見込)	◆家族や施設における身体的・心理的虐待の問題 労働意欲と能力に応じて高齢者が働き続けられる環境整備 高齢者の財産を家族等が無断で処理する問題 ◆住み慣れた地域で住み続けられるような環境の整備 ◆悪徳商法や特殊詐欺の被害が懸念される	(1)高齢者の人権や福祉に対する意識啓発の推進 (2)高齢者虐待の防止と権利擁護体制の整備 (3)地域における介護サービスの充実 (4)生きがい対策の充実と社会参加の促進 (5)高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充 (6)福祉のまちづくりの計画的推進 (7)悪質商法対策の推進 (8)特殊詐欺等防止対策の推進
(4) 障害のある人	1960 障害者雇用促進法 1970 障害者基本法(11一部改正) 1982 障害者対策に関する長期計画 2004 富山県障害者計画 2006 障害者権利条約(14批准) 2011 障害者虐待防止法 2013 障害者差別解消法 2014 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例 2018 障害者基本計画 富山県手話言語条例 2021 障害者差別解消法一部改正 医療的ケア児支援法 2022 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 障害者雇用促進法一部改正 2023 障害者基本計画(第5次) 2024 障害者法定雇用率引上げ 障害者雇用促進法一部改正 富山県障害者計画(第5次)	◆2023(令和5)年度末各手帳所持者数 身体障害者手帳 42,251人 療育手帳 8,935人 精神障害者保健福祉手帳 9,299人 ◆障害のある人がより実質的に社会参加・参画ができるような環境整備が求められている ◆依然として障害のある人に対する差別があると感じている人が多い状況	◆障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自ら能力を最大限発揮し、自己実現できるような支援 ◆障害及び障害のある人に対する理解の一層の促進	(1)障害及び障害のある人に対する理解の促進 (2)差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (3)コミュニケーション支援体制の確立 (4)住みよい生活環境の整備 (5)個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 (6)社会参加活動の推進 (7)雇用・就労の促進
(5) 感染症患者等	【HIV感染者等】 1998 感染症法 1999 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(18全部改正) 【ハンセン病患者・回復者等】 1996 らい予防法廃止 2009 ハンセン病問題基本法(19改正) 【新たな感染症患者等】 2012 新型インフルエンザ等対策特別措置法 2021 新型インフルエンザ等対策特別措置法一部改正	【HIV感染者等】 ◆患者等に対するいわれのない差別や偏見 【ハンセン病患者・回復者等】 ◆患者・回復者等に対するいわれのない差別や偏見 【新たな感染症患者等】 ◆患者等に対する差別や偏見	【HIV感染者等】 ◆HIV感染症・エイズに関する正しい知識の普及 【ハンセン病患者・回復者等】 ◆ハンセン病に対する正しい知識の普及 【新たな感染症患者等】 ◆新たな感染症患者等に対する正しい知識の普及	【HIV感染者等】 (1)ア HIV感染症に関する正しい知識の普及・啓発 (1)イ 相談支援体制の充実 【ハンセン病患者・回復者等】 (2)ア 患者・回復者の自立支援 (2)イ ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発 【新たな感染症患者等】 (3)① 今後新たに発生する感染症に関する正しい知識の普及啓発 (3)② 感染症患者等に対する相談支援

主な 人権課題	第2章 人権問題の現状と課題			第4章 重要課題への対応
	人権課題に対応する法整備等の動き	現 状	課 題	
(6) 犯罪被害者 等	2004 犯罪被害者等基本法 2017 富山県犯罪被害者等支援条例 富山県犯罪被害者等支援協議会設立 (49機関・団体) 富山県犯罪被害者等支援指針 2023 富山県犯罪被害者等支援指針一部改正	◆事件による直接的な被害だけでなく、精神的、 経済的な問題や周囲の無理解や心ない言動等 による二次的な被害	◆県民に対する普及 様々な要望への対応 ◆性暴力被害者等への対応	(1)犯罪被害者等支援に関する広報・啓発 (2)犯罪被害者等に対する相談・支援体制の充実 (3)性暴力被害者等への相談・支援体制の充実
(7) 同和問題 (部落差別)	1965 同和対策審議会答申 1969 同和対策事業特別措置法(～'02) 1996 地域改善対策協議会意見具申 人権擁護施策推進法(～'02) 2000 人権教育・啓発推進法 2016 部落差別解消推進法	◆県内には歴史の過程において同和地区が存 在、現在その実態を把握することは困難だが、 差別を助長するような落書き等が発生 ◆えせ同和行為	◆同和問題が重大な人権問題であることを理解 してもらうための教育・啓発による差別意識の解 消 ◆同和問題の正しい知識の普及	(1)人権教育の推進 (2)インターネット上のモニタリングの実施 (3)効果的な啓発活動の推進
(8) アイヌの 人々	1997 アイヌ文化振興法(19廃止) 2007 先住民族の権利に関する国際連合宣言 2008 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議 2019 アイヌ施策推進法	◆アイヌの人々の歴史や伝統、文化に対する理 解が十分とは言えない状況にあり、誤った認識 による差別や偏見の存在	◆正しい知識の普及	アイヌの伝統等に関する知識の普及、理解が深 まるよう啓発
(9) 外国人	2007 富山県多文化共生推進プラン(12改訂) 2016 ヘイトスピーチ解消法 2019 富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン 2023 出入国管理及び難民認定法改正 (「補完的保護対象者」認定制度) 2024 入管法等改正(育成就労制度)	◆言語や歴史的経緯、文化、宗教等に起因する お互いの理解不足から取り巻く環境に様々な問 題が存在 ◆本県の外国人住民数は、新型コロナウイルス の影響で一時期減少したが、2024年には過去最 高の21,917人を記録	◆国籍や民族などのことなる人々が、お互いの 文化的差異を認め合う意識の普及 ◆多文化共生の地域づくりの推進	(1)相互理解を深めるための啓発活動等の推 進 (2)外国人も暮らしやすい地域づくり (3)外国人の活動を支援するためのネットワ ークづくり
(10) 刑を終えて 出所した人 等	2016 再犯防止推進法 2017 再犯防止推進計画 2020 富山県再犯防止推進計画 2023 再犯防止推進計画(第2次計画)	◆本人に真摯な更生の意欲があっても、社会の 偏見や差別によって社会復帰が厳しい状況 その家族に対する偏見や差別	◆家族、地域、職場、学校など周囲の人々の理 解と協力が不可欠であり、偏見や差別の解消	・偏見や差別の解消に向け、関係機関が連携し た啓発 ・刑を終えて出所した人等の再犯防止に向け、 国や市町村、関係団体等と連携した支援
(11) インターネット による人 権侵害	2001 プロバイダ責任制限法 2002 名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン(18改訂) 2007 発信者情報開示関係ガイドライン(19改訂) 2009 青少年インターネット環境整備法(17一部改正) 2014 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に 関する法律 2021 プロバイダ責任制限法一部改正 2022 刑法一部改正(侮辱罪の法定刑引き上げ) 2024 情報流通プラットフォーム対処法 (プロバイダ責任法から改称等)	◆インターネット利用に際して他人の人権を侵害 する事件の発生 (個人情報を書込み、誤情報に基づく誹謗中 傷等)	◆インターネットにおけるルールの明確化 (プロバイダへの要請に対する行動基準の明 確化等)	(1)情報モラル等についての啓発活動の推進 (2)学校における情報モラル等についての理解 を深める教育の充実

主な 人権課題	第2章 人権問題の現状と課題			第4章 重要課題への対応
	人権課題に対応する法整備等の動き	現 状	課 題	
(12) 性的指向・ ジェンダー アイデンティ ティ	2003 性同一性障害特例法(08一部改正) 2023 富山県パートナーシップ宣誓制度開始 LGBT理解増進法	◆性の多様性に関する理解不足による偏見や差別等 ◆偏見、差別、本人の了解なく第三者に暴露される行為(アウティング)の問題 ◆国内外で同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認める動き	◆性の多様性に関する理解の普及 学校における児童生徒が相談しやすい環境の整備 ◆パートナーシップ宣誓制度の普及・利便性の向上	(1)性的指向、ジェンダーアイデンティティなど性の多様性に関する理解の促進及び支援体制の整備 (2)学校における相談、支援体制の充実 (3)企業への啓発 (4)パートナーシップ宣誓制度の普及・利便性の向上
(13) 災害に起因 する人権問 題	2011 東日本大震災発災 2023 小矢部市等における大雨による被害 2024 能登半島地震発災	◆全国的に気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化している。	◆災害発生時に災害に起因する人権侵害が起こらないよう平時から対応に取り組む必要 ・避難所におけるプライバシーの確保 ・妊産婦、乳幼児、高齢者、病弱な人、障害のある人など要配慮者や女性、性的マイノリティ、外国人などに対する十分な配慮 ・いわれのない偏見や根拠のない風評に基づく差別的な扱いや嫌がらせが発生 ・SNS等により偽情報やデマの拡散	◆適切な避難所運営が行われるよう、避難所を開設・運営する市町村や地域の住民等と連携し、研修会の開催や訓練の実施等に取り組む ◆発災時に正しい情報を入手できる県のホームページ等の周知
(14) その他	2003 個人情報保護法 2002 ホームレス自立支援法 2003 ホームレス自立支援等基本方針(18策定) 2015 生活困窮者自立支援法 2006 自殺対策基本法(16一部改正) 2006 北朝鮮人権法 2019 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 2024 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律	◆個人情報の流出 ◆ホームレスへの偏見や差別、ひきこもり、自殺問題 ◆北朝鮮当局による拉致問題 など	◆県が保有する個人情報の適正な取り扱い ◆人権に配慮した施策の推進 ◆国民世論の啓発 など	・人権に関する様々な問題について正しい認識と理解を深めるよう啓発 ・日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

県民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として確実に身につくとともに、人権問題を直感的にとらえられる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚がしっかり身につくよう、日頃からあらゆる場を通じて取り組む

			施策の方向
人権教育	生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達の段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育が相互に連携を図りつつ実施	1 学校	(1)教育活動全体を通じた人権教育の推進 ①いじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり ②互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進 ③児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫 ④心に響く体験的な活動の充実 ⑤国際理解・国際協力に関する教育の推進 (2)幼(保)・小・中・高・特別支援学校の連携による人権教育の推進 (3)学校としての取組みの点検・評価 (4)家庭・地域との連携による人権教育の推進 (5)教育委員会における相談体制や教職員研修等の充実 ①悩みを受け入れる相談体制の充実 ②教職員に対する研修等の充実 (6)大学高等教育機関における人権教育の推進
		2 家庭や地域	①地域における学習機会等の充実 ②家庭教育への支援の充実 ③社会教育関係者に対する研修等の充実 ④関係機関の連携の強化
		3 人権に関わりの深い職業に従事する者	(1)教育関係職員 (4)消防職員 (7)マスメディア関係者 (2)医療関係者 (5)警察職員 (3)保健・福祉関係者 (6)県・市町村の職員
人権啓発	○県民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐると今日の社会情勢を踏まえる ○対象者の理解度に合わせた適切な内容で行う ○人権を侵害された被害者の立場にも十分配慮	4 企業	①公正な採用選考の推進 ②ハラスメント防止等についての啓発活動の充実 ③企業に対する研修情報の提供
		5 県民一般	①講演会や啓発資料の充実 ②マスメディアや民間アイデアを活用した効果的な啓発 ③参加型・体験型啓発活動の推進 ④地方法務局や市町村等との連携強化 ⑤人権に関する情報の提供

第5章 計画の推進

1 基本計画の推進体制

富山県人権教育啓発基本計画連絡会議を中心に、全庁的な取組みを推進

2 国・市町村等との連携

○国が実施する啓発事業に積極的に参加、協力するなど、国の施策と連携した取組みの推進
○市町村に対して助言や情報提供を行うなど、取組みを積極的に支援
○企業、団体等の自主的な取組みに対して、講師の派遣、教材や情報の提供、積極的な連携の強化

3 基本計画の見直し

○県民意識調査などにより計画の推進状況について逐次必要な点検を行う。
○国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに計画の改定を行う。